

改正後	改正前
高知県耕地自然災害防止事業実施要領 最終改正 令和7年4月1日 第1 ～ 第4（略） 第5 その他 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。 この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。 高知県耕地自然市街防止事業採択基準（略）	高知県耕地自然災害防止事業実施要領 最終改正 令和6年4月1日 第1 ～ 第4（略） 第5 高知県耕地自然市街防止事業採択基準（略）